

1 宮崎県高等学校体育連盟専門委員会規程

第 1 章 総 則

第 1 条 宮崎県高等学校体育連盟規約第 2 章第 7 条にもとづき次の専門委員会を設ける。

- 1 調査研究委員会
- 2 競技委員会
- 3 定時制通信制委員会(以下定通委員会)
- 4 競技力向上委員会
- 5 保健体育教科研究委員会

第 2 章 委 員

第 2 条 各委員会の委員は原則として理事若干名をもってあてる。その委嘱については各支部の推薦にもとづき理事会の同意を得たのち会長が行う。

なお、必要に応じて別に会長の委嘱する委員若干名を加えることができる。

第 3 条 各委員会には、委員の互選による正副委員長を各 1 名ずつ置く。

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

第 3 章 任 務

第 5 条 委員長は委員会を代表し、委員会を統轄する。

第 6 条 副委員長及び委員は委員長を補佐する。

第 4 章 会 議

第 7 条 委員会は随時会長が招集する。

- 1 委員会の議長は、委員長が務める。
- 2 委員会は議事録を作成する。

第 5 章 調査研究委員会

第 8 条 調査研究委員会は次に関する会務を処理する。

- 1 体育・スポーツの振興発展に必要な方策及び内容の調査研究に関すること。
- 2 体育・スポーツの指導者の研修に関すること。
- 3 生徒等の実態調査に関すること。
- 4 研究協議会及び講習会等の開催に関すること。
- 5 機関誌の編集・発行に関すること。
- 6 その他

第 6 章 競技委員会

第9条 競技委員会は次に関する会務を処理する。

- 1 競技専門部に関すること。
- 2 高体連の主催する大会開催に関すること。
- 3 体育・スポーツの普及振興に関すること。
- 4 競技力向上に関すること。(強化指定)
- 5 その他

第 7 章 定通委員会

第10条 定通委員会は次に関する会務を処理する。

- 1 県高体連定通委員会の計画並びに財務・文書事務等に関すること。
- 2 全国高体連定通専門部・諸機関との連絡調整に関すること。
- 3 全国及び県高等学校定通大会の派遣及び運営に関すること。
- 4 体育・スポーツの普及振興に関すること。
- 5 その他

第 8 章 競技力向上委員会

第11条 競技力向上委員会は次に関する会務を処理する。

- 1 競技力向上に関する方策を協議、検討する。(強化策)
- 2 競技力向上対策事業に関すること。(強化事業全般)
- 3 その他

第 9 章 保健体育教科研究委員会

第12条 保健体育教科研究委員会は次に関する会務を処理する。

- 1 保健体育教研究に関すること。
- 2 宮崎県学校体育研究発表大会の全体会・高等学校部会の開催に関すること。
- 3 会報の編集・発行に関すること。
- 4 全国学校体育研究優良校・功労者の推薦に関すること。
- 5 その他

附 則

本規程は昭和47年3月17日から施行する。

昭和61年5月22日 一部改正

平成14年2月26日 一部改正

平成16年4月25日 一部改正